

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01391

研究課題名（和文）代償請求権と諸制度の関連と展開

研究課題名（英文）Stellvertretendes commodum

研究代表者

田中 宏治（Tanaka, Koji）

千葉大学・大学院社会科学研究院・教授

研究者番号：60294005

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000 円

研究成果の概要（和文）：当時「代償請求権」は、わずかに拙著『代償請求権と履行不能』（2018）による研究の他は、未開拓の研究領域であった。本研究は、拙著において指摘していた諸問題、つまり代償請求権と他の諸制度（とりわけ売買・相続）との関連を検討することを目的とした。

具体的には、まず、単行書および翻訳書を計2冊脱稿した。単行書は『ドイツ売買論集』（2021）であり、代償請求権論と関連させて日本法の解釈にまで立ち入って学説を公表した。また、翻訳書は『ドイツ相続法』（2024予定）である。また、2回の私法学会大会個別報告（「代償請求権と履行不能」（2019）および「ドイツ売買論の現在」（2021））を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、未開拓の研究領域であった、代償請求権と他の諸制度との関連を発展的に検討することを目的とした。このテーマは、民法の主要領域である債権総論の分野の一つであり、平成29年民法改正によって新たに創設された「代償請求権」（民法422条の2）という制度を包括的に扱うものであった。具体的な成果としては、その代償請求権と「売買」および「相続」との関連で研究を深めることができた。

研究成果の概要（英文）：The aim of this study was to examine the relationship between the 'stellvertretendes commodum' and other different systems, in particular the law of sale and the law of inheritance, which is an unexplored area of research. Specifically, (1) I first produced a monograph on the law of sale (2021) and a translation of the German law of inheritance (2024). In addition, I have presented two individual papers at the conferences of the Japan Association of Private Law (2019, 2021). Although this period was directly affected by the new coronavirus infection, as a by-product of this period, I was able to acquire and utilise the means of overseas exchange using online technology.

研究分野：民法

キーワード：代償請求権 履行不能 売買 相続財産 民法412条の2 民法422条の2 ドイツ新債務法 代償財産

1．研究開始当初の背景

2019 年当時、「代償請求権」は、わずかに拙著『代償請求権と履行不能』（信山社，2018）による研究の他は、未開拓の研究領域であった。が、2017 年の民法改正により、民法 422 条の 2 の規定として代償請求権が導入され、その研究を深めることが求められていた。他方、既に上記拙著において、研究すべき具体的課題が指摘されていて、とりわけ、他の諸制度との関連が問題であることが明らかにされていた。

2．研究の目的

「代償請求権」を他の諸制度との関連において発展的に考察し、2017 年民法改正によって導入された民法 422 条の 2 の規定について理解を深め、その立法論や解釈論を検討することである。

3．研究の方法

代償請求権がドイツ民法と密接な関連を有することに鑑み、主としてドイツ民法学を比較法の対象とし、他の諸制度としては、主に「売買」および「相続」を取り上げることとした。

その際、文献による調査はもちろんであるが、代償請求権と諸制度の関連は、最先端の議論であったため、文献による調査の他に、文献になっていない問題についてドイツの研究者と議論する必要があった。そのため、4 回(2019, 2021, 2022, 2023)の在外研究を、フライブルクを拠点に行った。直接面会してインタビュー等を行ったのは、ディーター・ライポルト教授(フライブルク大学)、ロルフ・シュトゥルナー教授(同大学)、シュテファン・ローレンツ教授(ミュンヘン大学)、アレクサンダー・ブルンス教授(フライブルク大学)およびヤン・フェーリックス・ホフマン教授(フライブルク大学)である。また、フェーリックス・マウルチュ教授(フランクフルト大学)、トビアス・ヘルムズ教授(マールブルク大学)およびクリストフ・ケルン教授(ハイデルベルク大学)からも電子メール等によって助力を得た。

4．研究成果

売買および相続との関連における比較的大きな業績としては、まず、単行書および翻訳書を各 1 冊脱稿した。単行書は『ドイツ売買論集』（信山社，2021）であり、代償請求権論と関連させて日本法の解釈にまで立ち入って学説を公表した。また、翻訳書はディーター・ライポルト著『ドイツ相続法』（信山社，2024 予定）である。また、2 回の私法学会大会個別報告（「代償請求権と履行不能」（2019）および「ドイツ売買論の現在」（2021））を実施した。

また、個別論文としては、「ドイツ相続法における代償財産」千葉大学法学論集 35 巻 1・2 号 1 頁～63 頁(2020)、「ドイツ民法におけるデジタル遺産——フェイスブック事件——」磯村保・後藤巻則・窪田充見・山本敬三編『法律行為法・契約法の課題と展望』磯村保先生古稀記念（成文堂）683 頁～702 頁(2022)、「ドイツ民法における『遺言の自由』——判例と世話組織法(Bt0G)——」原田剛・田中宏治・山口齊昭・松嶋隆弘・石田瞳編『民法の展開と構成』小賀野晶一先生古稀記念（成文堂）229 頁～244 頁(2023)、「デジタル遺産に関するドイツ・フェイスブック事件再論」沖野眞己・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『これからの民法・消費者法（ ）』河上正二先生古稀記念（信山社）787 頁～804 頁(2023)、「ドイツ倒産法における相続人のための免責許可」千葉大学法学論集 38 巻 1・2 号 127 頁～141 頁(2023)が主なものである。

その他の制度との関連においては、上記拙著で指摘していた内容を確認するに止まった。

つまり、第 1 に、危険負担（民法 536 条 1 項）との関連である。ドイツ民法典では、双務契約においては、債権者は、代償請求権を行使するときは、反対給付の義務も負うことが契約総則中に明文で規定されている（ドイツ民法 326 条 3 項）。それに対し、わが国の民法には明文の規定が欠けている。しかし、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなった場合において、債権者が代償請求権を行使するときは、民法 536 条 1 項の規定を援用して反対給付の履行を拒むことは許されない、と解すべきである。というのは、代償請求権を行使するか否かは債権者の自由であり、行使することによって初めて債務者も履行することができるので、行使しなければ（行使するまでは）、債権者は、民法 536 条 1 項の規定に従って反対給付の履行を拒むことができる、と解されるからである。すなわち、同項について「第 422 条の 2 の規定による権利が行使されない限り」という縮小解釈がなされるべきである。

第 2 に、利益償還請求権（民法 536 条 2 項後段）との関連である。履行不能が債権者有責であっても、代償請求権の要件が満たされる限り、その発生は妨げられない。双務契約においては、債権者は、反対給付の履行を拒むことができないが（民法 536 条 2 項前段）、債務者がその債務を免れたことによって得た利益の償還を請求することができる（同後段）。したがって、債権者は、代償請求権に加えてこの利益償還請求権を取得することがある。たとえば、請負人の仕事完成債務の履行が注文者の責めに帰すべき事由によって不能になった場合において、注文者は、報酬全額の履行を拒むことができない一方（民法 536 条 2 項前段）、請負人が保険金を取得したときにはそれについての代償請求権を取得し（民法 422 条の 2）、さらに請負人が他の仕事によっ

て第三者から報酬を受けたときはそれについての利益償還請求権を取得する（民法 536 条 2 項後段）。この問題についてわが国では、「自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを」と簡単に規定するだけであるが、ドイツ法は、「自己の給付を免れたことによって節約した又は労力を他に用いることによって取得した若しくは悪意で取得しなかったもの」という明確な規定を持つ。わが国もそれと同様に解すべきである。

第 3 に、解除（民法 542 条 1 項）との関連である。平成 29 年改正民法によって債務者の帰責事由を問わずに解除権が発生することになったため（民法 542 条 1 項 1 号）、解除権と代償請求権との競合が広く生じることとなった。その際、先に解除権を行使してしまうと、明文の規定はないが、もはや代償請求権を行使することができない、と解し、その場合には、代償請求権は、解除の意思表示によって消滅する、と解すべきである（ドイツの多数説）。逆に、先に代償請求権を行使する場合については、行使をしても空振りに終わる場合があるため、それだけでは解除権を喪失しない、と解すべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 2件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 田中宏治	4. 巻 83号
2. 論文標題 ドイツ売買論の現在——判例・学説・立法の三位一体	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 192, 198
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田中宏治	4. 巻 83号
2. 論文標題 Beitrage zum deutschen Kaufrecht: Rechtsentwicklungen in Rechtsprechung, Gesetzgebung und Literatur	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 346, 348
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田中宏治	4. 巻 72巻4号
2. 論文標題 ドイツ売買論の現在——「異なる物の給付保持」と「追完請求権の範囲」——	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 294, 350
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田中宏治	4. 巻 72巻4号
2. 論文標題 Beitrage zum deutschen Kaufrecht - "Falschlieferung" und "Nacherfullung nach Einbau"	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 351, 353
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田中宏治	4. 巻 34-3-4
2. 論文標題 ウィーン売買条約における権利の瑕疵	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 千葉大学法学論集	6. 最初と最後の頁 83-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20776/S09127208-34-3-P083	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田中宏治	4. 巻 35-1-2
2. 論文標題 ドイツ相続法における代償財産	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 千葉大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20776/S09127208-35-1-P001	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田中 宏治	4. 巻 38-1-2
2. 論文標題 ドイツ倒産法における相続人のための免責許可	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 千葉大学法学論集	6. 最初と最後の頁 127 ~ 141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.20776/S09127208-38-1-P127	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 田中宏治
2. 発表標題 ドイツ売買論の現在
3. 学会等名 北海道大学・民事法研究会・民法理論研究会共催(招待講演)
4. 発表年 2021年

1．発表者名 田中宏治
2．発表標題 ドイツ売買論の現在——判例・学説・立法の三位一体——
3．学会等名 私法学会個別報告（第1部会第5報告）
4．発表年 2021年

1．発表者名 田中宏治
2．発表標題 代償請求権と履行不能
3．学会等名 私法学会個別報告（第1部会第1報告）
4．発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1．著者名 田中宏治	4．発行年 2023年
2．出版社 成文堂	5．総ページ数 16
3．書名 「ドイツ民法における『遺言の自由』——判例と世話組織法(BtOG)——」原田剛・田中宏治・山口齊昭・松嶋隆弘・石田瞳編『民法の展開と構成』小賀野晶一先生古稀記念	

1．著者名 田中宏治	4．発行年 2023年
2．出版社 信山社	5．総ページ数 18
3．書名 「デジタル遺産に関するドイツ・フェイスブック事件再論」沖野眞已・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『これからの民法・消費者法（ ）』河上正二先生古稀記念	

1．著者名 田中宏治	4．発行年 2022年
2．出版社 有斐閣	5．総ページ数 20
3．書名 「第422条の2（代償請求権）」磯村保編『新注釈民法(8) 債権(1)』（有斐閣）805頁～824頁	

1．著者名 田中宏治	4．発行年 2022年
2．出版社 成文堂	5．総ページ数 20
3．書名 「ドイツ民法におけるデジタル遺産——フェイスブック事件——」磯村保・後藤巻則・窪田充見・山本敬三編『法律行為法・契約法の課題と展望』磯村保先生古稀記念	

1．著者名 田中 宏治	4．発行年 2021年
2．出版社 信山社出版	5．総ページ数 566
3．書名 『ドイツ売買論集』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

ドイツ	フライブルク大学法学部民事訴訟法研究所			
-----	---------------------	--	--	--